

組合は、2015年9月9日の太田委員長と山極総長との会見で、上記評議会議事録文書(写)を総長に手渡しました。総長は、防衛省研究費について京大からは申請がなかったこと、また、学徒出陣のような事は決してあってはならないと表明しました。

そして、2016年9月5日の川島委員長との会見で山極総長は、1967年の部局長会議の申し合わせによる見解について、「従来の見解、従来伝統を変える大きな理由がない限り、変えない」と、強く表明しました。

総長と上記両委員長の会見の間の時期に、「研究・企画・病院担当理事・副学長の奏理事が」、上記部局長会議申し合わせの存在を「確認し」、2016年4月12日の部局会議に、その「申し合わせの内容が変更されず、現在も効力を持っていることを確認した」ことを報告し、「出席者から意見・反論は出」ず(京都大学新聞2016年7月1日号)、当該申し合わせ

は、改めて部局長会議において、確認・了承されています。

京都大学は今後、この立場の順守の徹底が求められ、その点では、今年2月に報道された3年前の京都大学教授への米軍資金提供に対する態度も問われます。同時に、学術会議声明が、防衛省からの研究費助成制度に関わって、「むしろ必要なのは」、「民生分野の研究資金の一層の充実である。」と述べているように、毎年100億円以上の削減が続く運営費交付金について、その基盤的部分の拡充を求める運動をあわせて行っていくことが一層重要となります。



職員組合ニュース

〒606-8317 京都市左京区吉田本町 TEL: 761-8916 内線: 7615(本部地区) FAX: 751-8365 URL: <http://www.kyodai-union.gr.jp/> Email: office@g.kyodai-union.gr.jp

Are you ready?

ご存知ですか 来年4月より雇用契約の 無期転換がはじまります



2013年4月に改正施行された労働契約法(労契法)第18条により、有期労働契約の更新により継続する雇用期間が5年を超えた(6年目を迎えた)場合に、有期労働契約を無期労働契約に転換できる制度が導入されました(無期転換ルール)。2018年4月以降、京都大学でも時間雇用教職員の雇用契約の無期化が実現します。

年を超える雇用継続が認められ、2013年4月1日以降の継続雇用期間が5年を超える方。

無期転換ルールは、判例などで積み重ねられた雇止め規制の理論(法理)を明文化したものです。無期転換ルールが法制化されたことで、この法理が無効になるものではありません。例外措置で雇用期間が5年を超えた時間雇用教職員の10年満了の時点で雇止めをすることはできない状態になっています。この法理の解釈は京大法人も職員組合との団体交渉の場で認めています。また、就業規則の変更にあたり、労働者過半数代表および、部局長会議(H.29.3.14)でも説明されています。

1. どんな人が無期転換の対象なのか

無期転換ルールが定める「5年を超える雇用期間」の起算は、改正法が施行された2013年4月1日以降の契約(更新)からとなります。この条件から法文上は2013年4月1日から5年を経過する2018年4月以降に継続通算雇用期間が5年を超える方が無期転換の対象となります。

より具体的には、①2005年3月以前に採用され2018年4月以降も継続して雇用されるに至った方(※5年条項が適用されない方)。②2010年に導入された例外措置の適用により5

2. 無期転換すると何がどう変わるのか

時間雇用教職員の雇用契約は毎年度の契約更新が行われています。しかし、無期転換されれば、この年度ごとの契約更新は不要になります。原則として本人が望めば定年年齢まで雇用が継続されます。

【次頁へ続く】

京都大学職員組合 加入申込書

ふりがな	性別	申込日	年	月	日
		生年月日			
所属部局:	部署:				
職種/職名:					(例: 教員/准教授)
雇用形態:	<input type="checkbox"/> 常勤	<input type="checkbox"/> 有期雇用	<input type="checkbox"/> 時間雇用	<input type="checkbox"/> 再雇用	<input type="checkbox"/> その他()
組合費:	<input checked="" type="checkbox"/> 給与控除(通常はこちら)	<input type="checkbox"/> 給与控除以外の徴収法を希望()			
E-mail:	@				

あなたも組合に!

お申し込み

FAX:075-751-8365
<http://join.kyodai-union.gr.jp>

ご記入頂いた事項は「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、組合活動情報のご提供、組合費徴収などの事務のために適切な取扱いをいたします。

連絡先

京都大学職員組合 事務所
〒606-8317京都市左京区吉田本町
TEL:075-761-8916
FAX:075-751-8365
内線:7615(本部地区)
Email: office@g.kyodai-union.gr.jp
URL: <http://www.kyodai-union.gr.jp>

「無期転換すると正規職員にしなければならなくなる」と誤解されることもあります。無期転換ルールは、契約期間以外の労働条件の変更を強いるものではなく、無期転換前の労働条件が引き継がれることになります。

3. 黙っていたら無期転換はできない

これまでに、無期転換が適用される条件を述べてきましたが、これらの条件を満たせば自動的に雇用契約期間が無期転換されるわけではありません。労契法18条では、「…労働者が…期間の定めのない労働契約の締結の申込み…」をすることを要件としています。無期転換できる条件を満たしても申し出なければ、依然として有期雇用契約のままです。無期転換を申し込むための学内書式は次のURLで公開されています。

<http://jinji.adm.kyoto-u.ac.jp/adm/bbs/> 【総務部人事課】無期労働契約への転換申込手続

4. 無期転換を避けるための雇止めは誤り

一方、職場の雰囲気から感じ取られている方もおられると思いますが、京大法人や一部の部局は、5年を超える例外措置や無期転換に必ずしも前向きではありません。無期転換することを嫌い5年満期での雇止めを、より徹底しようとする動きも見受けられます。しかし、こうした対応は誤りです。

既刊の職員組合ニュースでも重ねて紹介(2016年度第08,09号参照)している通り、厚生労働省は国会答弁で「無期転換を避けることを目的に、無期転換申込権の発生前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らし望ましくない」との見解を示しています。ま

た、京大法人も職員組合との団体交渉において「無期転換を阻止するために5年上限の例外措置の適用を抑制するように部局に働きかけたことはないし、これからはしない」と言明しています。

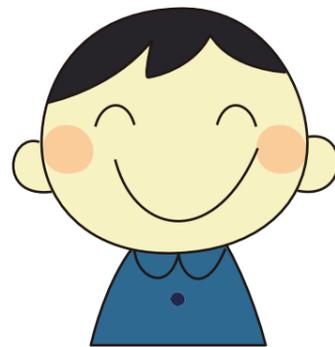
ある時間雇用教職員の担当している業務が継続的な性格のもので、熟練者の力が必要である場合にもかかわらず、5年条項を理由に雇止めすることは、まさに無期転換を阻止するための運用でしかありません。

「定年までの雇用経費が担保できない」という理由も聞かれますが、そんな何十年も先のことは、常勤職員ですら雇用経費が担保されているわけではなく、理由になりません。

5. 職員組合は無期転換を支援します

職員組合は、これまで一貫して5年雇止め制度の廃止を求め続けてきました。2010年度から導入された例外措置においては、当該の時間雇用教職員の希望に基づいて支援を行い、5年を超える雇用継続の実現を幾例もサポートしてきました。来年度から可能となる無期転換についても、対象となる組合員の時間雇用教職員を全面的にバックアップします。

無期転換の要件を満たしているのに「できない」と言われていたり、職場で無期転換を言い出せる雰囲気がないなどのお悩みをお持ちの方は、職員組合にご相談ください。



日本学術会議、軍事研究はしないとの声明継承を決定



○ 大学内外の世論と運動の成果

日本学術会議は、昨年6月24日に「安全保障と学術に関する検討委員会」を設置し、今年3月にかけて、大学と軍事研究の在り方について検討を進めてきました。これは、防衛省が2015年度に、大学等への研究費助成制度（「安全保障技術研究推進制度」）を発足させたことに端を発したものです（助成制度予算は、15年度3億円、16年度6億円、17年度110億円）。

検討会には、山極総長も委員として入り、軍学共同に批判的立場で意見を提出し、議論を深めることに貢献しました。8ヶ月に及ぶ検討を踏まえ、日本学術会議は3月24日、科学者コミュニティの戦争協力への反省と、再び同様の事態が生じることへの懸念を背景に決定された、1950年4月28日の「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」声明及び1967年10月20日の「軍事目的のための科学研究を行わない」声明の2度にわたる声明について、「近年、再び学術と軍事が接近しつつある中」、「軍事的な手段による国家

の安全保障にかかわる研究が、学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にあることをここに確認し、上記2つの声明を継承する。」と決定しました（日本学術会議幹事会）。

この決定は、京大職組を含む軍学共同に反対する大学内外の世論と運動、そのもとでの学術会議構成員の良識によって成されたものです。

○ 京大職組のとりくみと京都大学の立場

京大職組は、防衛省研究助成制度が発足した2015年に、組合ニュース8月7日号で、軍事研究に反対する見解を表明し、京大職組が京都大学文書館保管の公開文書から探し出した軍事研究に対する1967年に確認された京都大学の次の方針を紹介しました。

「総長から、5月27日の部局長会議において『軍から研究費の援助を受けることは、その研究成果が戦争に利用される危険があるので好ましくない。』という申し合わせを行った旨報告があり、一同了承。」（1967年6月6日京都大学評議会議事録）

【次頁へ続く】